

令和 8 年第 3 回

多 摩 市 議 会 定 例 会 議 案

多 摩 市

多摩市告示第 3 6 5 号

令和 8 年第 3 回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

1 日 時 令和 8 年 9 月 1 日（午前 1 0 時）

2 場 所 多摩市役所議場

令和7年度 多摩市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画						実績						比較			
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額の 差	左の財源内訳			一般財源	
					特定財源		その他	特定財源		その他	特定財源		その他						
					国都支出金	地方債		国都支出金			地方債	国都支出金			地方債				
02 総務費	01 総務管理費	コミュニティセンター 改修事業 (桜ヶ丘コミュニティセ ンター改修工事基 本・実施設計業務委 託料)	5	8,300,000	0	0	0	円	8,300,000	6,100,000	0	0	円	6,100,000	円	円	円	2,200,000	
			6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			7	19,470,000	0	0	0	0	19,470,000	15,274,100	0	0	15,274,100	4,195,900	0	0	0	4,195,900	
			計	27,770,000	0	0	0	0	27,770,000	21,374,100	0	0	21,374,100	6,395,900	0	0	0	6,395,900	
			5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10 教育費	03 中学校費	中学校施設整備事 業 (鶴牧中学校改修工 事監理業務委託料)	6	23,500,000	0	0	0	0	23,500,000	19,800,000	0	0	0	19,800,000	3,700,000	0	0	3,700,000	
			7	9,069,000	0	0	0	0	9,069,000	12,768,800	0	0	12,768,800	△ 3,699,800	0	0	0	△ 3,699,800	
			計	32,569,000	0	0	0	0	32,569,000	32,568,800	0	0	32,568,800	200	0	0	0	200	
			5	149,341,000	0	0	0	0	149,341,000	0	0	0	149,341,000	0	0	0	0	149,341,000	
			6	655,746,000	50,653,000	396,900,000	0	208,193,000	680,800,000	40,104,000	340,000,000	0	300,696,000	△ 25,054,000	10,549,000	56,900,000	0	△ 92,503,000	
			7	235,308,000	16,422,000	0	0	218,886,000	359,594,014	16,422,000	56,900,000	0	286,272,014	△ 124,286,014	0	△ 56,900,000	0	△ 67,386,014	
			計	1,040,395,000	67,075,000	396,900,000	0	576,420,000	1,040,394,014	56,526,000	396,900,000	0	586,968,014	986	10,549,000	0	△ 10,548,014		

令和8年9月1日 提出

多摩市長 阿 部 裕 行

報告第 4 号

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により算定した令和 7 年度決算に基づく多摩市の健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.60)	— (16.60)	2.2 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 多摩市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第 5 号

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により算定した令和 7 年度決算に基づく多摩市の公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 1 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

特別会計の名称	資金不足比率 (単位：%)	事業の規模
下水道事業会計	—	2,330,520 千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。
- 2 事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条第 1 号の規定により事業の規模（営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額）を記載している。

第 7 9 号議案

旧南豊ヶ丘小学校校舎等解体工事の請負契約の締結について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 件 名 | 旧南豊ヶ丘小学校校舎等解体工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都三鷹市深大寺二丁目 4 0 番 3 号
丸利根・小椋建設共同企業体
株式会社丸利根アペックス
代表取締役 門田 康一 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 2 1 6 , 7 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

（参考）

- | | | |
|---|-------|-------------------------------|
| 1 | 工事の内容 | 旧南豊ヶ丘小学校校舎等解体工事 |
| 2 | 工事場所 | 多摩市豊ヶ丘六丁目 4 番地 |
| 3 | 工事区分 | 解体工事 |
| 4 | 工 期 | 契約発効の日の翌日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで |
| 5 | 財 源 | 市債及び一般財源 |

入札見積経過調書

案件番号		2026-00260		件名	
内部発注番号		5081000109		旧南豊ヶ丘小学校校舎等解体工事	
入札見積締切日時		2026年7月27日 17時00分			
開札日時		2026年7月28日 9時50分			
予定価格		268,623,630円			
調査基準価格		非公表			
履行場所		東京都多摩市旧南豊ヶ丘小学校跡地			
業種		3100 解体工事			
入札方式		01 一般競争入札 総合評価方式			
落札者	商号又は名称	丸利根・小椋建設共同企業体			
	所在地	東京都三鷹市深大寺二丁目40番3号			
落札金額		197,000,000円			
No	商号又は名称	第1回			備考
1	丸利根・小椋建設共同企業体	197,000,000円			
		総合点 40.4点			
		価格点 17.4点			
		技術点 23.0点			
2	酒井・スクラム建設共同企業体	170,950,000円			失格基準価格を下回ったため失格
		総合点 44点			
		価格点 27.0点			
		技術点 17.0点			
3	未来・栄伸建設共同企業体	218,000,000円			
		総合点 39.7点			
		価格点 9.7点			
		技術点 30.0点			
4	エコワス・高橋建設共同企業体	195,000,000円			失格基準価格を下回ったため失格
		総合点 33.1点			
		価格点 18.1点			
		技術点 15.0点			
5	前田・木村建設共同企業体	203,000,000円			
		総合点 30.2点			
		価格点 15.2点			
		技術点 15.0点			
備考		落札率80.7%			

第 8 0 号議案

(仮称) 連光寺六丁目農業公園整備工事の請負契約の締結について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 件 名 | (仮称) 連光寺六丁目農業公園整備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 多摩市落合六丁目 1 5 番地 6
多摩ニュー・植龍建設共同企業体
株式会社多摩ニュータウンサービス
代表取締役 千田 拓雄 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 1 9 9 , 1 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

(参考)

- | | | | |
|---|-------|-------------------------------|-----|
| 1 | 工事の概要 | (1)敷地造成工（農地整備） | 1 式 |
| | | (2)L 型擁壁設置工 | 1 式 |
| | | (3)駐車場整備工 | 1 式 |
| | | (4)園路、管理用通路整備工 | 1 式 |
| | | (5)階段整備工 | 1 式 |
| | | (6)手足洗い場等サービス施設設置工 | 1 式 |
| | | (7)雨水、汚水排水設備工 | 1 式 |
| | | (8)フェンス、柵設置工 | 1 式 |
| | | (9)管理事務所設置工 | 1 式 |
| | | (10)物置設置工 | 1 式 |
| 2 | 工事場所 | 多摩市連光寺六丁目 1 7 番地 2 他 | |
| 3 | 工事区分 | 造園工事 | |
| 4 | 工 期 | 契約発効の日の翌日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで | |
| 5 | 財 源 | 都支出金及び一般財源 | |

入札見積経過調書

案件番号	2026-00261	件名			
内部発注番号	5081000111	(仮称)連光寺六丁目農業公園整備工事			
入札見積締切日時	2026年7月27日 17時00分				
開札日時	2026年7月28日 9時48分				
予定価格	199,210,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所		東京都多摩市多摩市連光寺六丁目17-2他			
業種		2700 造園			
入札方式		01 一般競争入札 総合評価方式			
落札者	商号又は名称	多摩ニュー・植龍建設共同企業体			
	所在地	東京都多摩市落合六丁目15番地6号			
落札金額		181,000,000円			
No	商号又は名称	第1回			備考
1	多摩ニュー・植龍建設共同企業体	181,000,000円			
		総合点 32点			
		価格点 0点			
		技術点 32点			
備考	落札率99.9%				

第 8 1 号議案

大松台小学校改修工事の請負契約の締結についての議決事項の
一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

令和 7 年第 1 回、令和 7 年第 2 回および令和 8 年第 2 回多摩市議会定例会において議決を経た大松台小学校改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 件 名 | 大松台小学校改修工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 多摩市落川 1 2 5 1 番地
朝倉・イワヲ建設共同企業体
株式会社朝倉組
代表取締役 朝倉 泰成 |
| 3 | 契 約 金 額 | <u>変更前 金 7 8 8 , 6 6 2 , 4 9 0 円</u>
<u>変更後 金 8 0 4 , 5 4 6 , 4 9 0 円</u> |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

変更の理由

中東情勢の緊迫化の影響を受け、令和 8 年度工事を一時中止し、工事期間を 1 年間延長することから、工事中止期間中の工事現場の維持に要する費用が必要になったため、契約金額を変更するものである。

（参考）

工期	変更前	契約発効日の翌日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで
	変更後	契約発効日の翌日から令和 9 年 1 1 月 3 0 日まで

第 8 2 号議案

大松台小学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結についての
議決事項の一部変更について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

令和 7 年第 1 回、令和 7 年第 2 回および令和 8 年第 2 回多摩市議会定例会において議決を経た大松台小学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 件 名 | 大松台小学校改修に伴う電気設備工事 |
| 2 | 契約の相手方 | 多摩市永山六丁目 2 番地 9 - 1 0 6
デジタル・日本電力建設共同企業体
デジタル産業株式会社
代表取締役 秋山 秀浩 |
| 3 | 契 約 金 額 | <u>変更前 金 2 4 7 , 6 7 5 , 6 7 0 円</u>
<u>変更後 金 2 5 6 , 4 8 6 , 6 7 0 円</u> |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用） |

変更の理由

中東情勢の緊迫化の影響を受け、令和 8 年度工事を一時中止し、工事期間を 1 年間延長することから、工事中止期間中の工事現場の維持に要する費用が必要になったため、契約金額を変更するものである。

（参考）

工期	変更前	契約発効日の翌日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで
	変更後	契約発効日の翌日から令和 9 年 1 1 月 3 0 日まで

第 8 3 号議案

損害賠償の和解について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 和解の内容

多摩市と相手方は、令和 8 年 4 月 2 2 日午後 4 時 3 0 分頃に発生した多摩市が管理する樹木の倒木により、相手方が所有する車両 6 台及びフェンス（以下「本件フェンス」という。）の一部が破損した事故（以下「本件事故」という。）に関し、以下のとおり和解する。

- (1) 多摩市は、相手方に対し、本件事故に係る一切の損害賠償債務として金 9 9 7, 8 9 9 円（このうち本件フェンスの修理代金相当額として金 2 6 4, 0 0 0 円）の支払義務があることを認める。
- (2) 多摩市は、議会の議決を得た後遅滞なく、相手方に対し、前号の金員のうち金 7 3 3, 8 9 9 円を支払う。なお、振込手数料は、多摩市の負担とする。
- (3) 多摩市は、議会の議決を得た後遅滞なく、本件フェンスの修理を行う。
- (4) 相手方は、多摩市が前号の修理を完了した場合、第 1 号に規定する多摩市の本件フェンスの修理代金相当額の支払義務を免除する。
- (5) 多摩市と相手方は、本件事故に関して、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務のないことを確認する。

2 和解の相手方

東京都多摩市諏訪

A

3 和解の理由

本件事故は、多摩市が管理する樹木の倒木を原因とするものであり、本件

事故により生じた損害の負担について、多摩市と相手方の間で合意が整ったことから、本件和解を締結するものである。

第 8 4 号議案

多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の
設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の
設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管
理運営に関する条例（平成 3 年多摩市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正
する。

第 3 条第 2 号中「利用者間の調整その他の」を削り、「ため」の次に「に必
要な調整その他」を加える。

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同
条第 2 項とし、同条に次の 1 項を加える。

3 コミュニティセンター等の開館時間並びに次条第 2 項の規定により貸室と
しての使用に供するコミュニティルーム及びその物品の使用時間は、市規則
で定める。

第 8 条第 1 号中「破損」を「破損し、」に改め、同条第 4 号中「その他」を
「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 9 条第 1 項及び第 2 項中「切り捨てた額」を「四捨五入した額」に改め、
同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条
第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

第 1 0 条第 1 項中「前条第 1 項から第 3 項まで」を「前条第 1 項又は第 2 項」
に改める。

第 1 6 条を第 1 7 条とする。

第 1 5 条中「及びコミュニティルームの使用者」を削り、同条を第 1 6 条と
する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

(立入りの制限)

第15条 指定管理者は、コミュニティセンター等の利用者（使用者を含む。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティセンター等（敷地を含む。以下この条において同じ。）への立入りを拒み、又はコミュニティセンター等からの退去を命ずることができる。

- (1) 第8条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき又は威圧的若しくは乱暴な言動等により業務の円滑な遂行を妨げるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者がコミュニティセンター等への立入りを制限することについて相当な理由があると認めるとき。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

1 コミュニティセンター

コミュニティセンター の区分	コミュニティルーム の区分	使用者の区分	1時間当たりの 単価
関戸・一ノ宮コミュニティセンター	第1会議室	市内団体	289円
		市外団体	1,156円
		市内団体（営利使用）	1,156円
		市外団体（営利使用）	2,312円
	第2会議室	市内団体	170円
		市外団体	680円
		市内団体（営利使用）	680円
		市外団体（営利使用）	1,360円
	第3会議室	市内団体	121円
		市外団体	484円
		市内団体（営利使用）	484円
		市外団体（営利使用）	968円
	第4会議室	市内団体	212円
		市外団体	848円
		市内団体（営利使用）	848円
		市外団体（営利使用）	1,696円
	第5会議室	市内団体	111円
		市外団体	444円
		市内団体（営利使用）	444円

	第 6 会議室	市外団体（営利使用）	8 8 8 円
		市内団体	5 6 円
		市外団体	2 2 4 円
		市内団体（営利使用）	2 2 4 円
		市外団体（営利使用）	4 4 8 円
	集会室	市内団体	2 6 7 円
		市外団体	1 , 0 6 8 円
		市内団体（営利使用）	1 , 0 6 8 円
		市外団体（営利使用）	2 , 1 3 6 円
	桜ヶ丘コミュニティセンター	市内団体	2 6 4 円
		市外団体	1 , 0 5 6 円
		市内団体（営利使用）	1 , 0 5 6 円
		市外団体（営利使用）	2 , 1 1 2 円
	会議室 1	市内団体	1 7 3 円
		市外団体	6 9 2 円
		市内団体（営利使用）	6 9 2 円
		市外団体（営利使用）	1 , 3 8 4 円
	会議室 2	市内団体	8 6 円
		市外団体	3 4 4 円
		市内団体（営利使用）	3 4 4 円
		市外団体（営利使用）	6 8 8 円
	和室	市内団体	1 1 1 円
		市外団体	4 4 4 円
		市内団体（営利使用）	4 4 4 円
		市外団体（営利使用）	8 8 8 円
	調理室	市内団体	8 6 円
		市外団体	3 4 4 円
		市内団体（営利使用）	3 4 4 円
		市外団体（営利使用）	6 8 8 円
	ギャラリー	市内団体	1 9 0 円
		市外団体	7 6 0 円
		市内団体（営利使用）	7 6 0 円
		市外団体（営利使用）	1 , 5 2 0 円

乞田・貝取コミュニティセンター	ホール	市内団体	2 8 7 円
		市外団体	1 , 1 4 8 円
		市内団体（営利使用）	1 , 1 4 8 円
		市外団体（営利使用）	2 , 2 9 6 円
	会議室	市内団体	1 2 8 円
		市外団体	5 1 2 円
		市内団体（営利使用）	5 1 2 円
		市外団体（営利使用）	1 , 0 2 4 円
	談話室	市内団体	5 1 円
		市外団体	2 0 4 円
		市内団体（営利使用）	2 0 4 円
		市外団体（営利使用）	4 0 8 円
鶴牧・落合・南野コミュニティセンター	ホール	市内団体	2 8 2 円
		市外団体	1 , 1 2 8 円
		市内団体（営利使用）	1 , 1 2 8 円
		市外団体（営利使用）	2 , 2 5 6 円
	会議室 1	市内団体	1 1 1 円
		市外団体	4 4 4 円
		市内団体（営利使用）	4 4 4 円
		市外団体（営利使用）	8 8 8 円
	会議室 2	市内団体	4 9 円
		市外団体	1 9 6 円
		市内団体（営利使用）	1 9 6 円
		市外団体（営利使用）	3 9 2 円
	調理室	市内団体	1 0 6 円
		市外団体	4 2 4 円
		市内団体（営利使用）	4 2 4 円
		市外団体（営利使用）	8 4 8 円
	工作室	市内団体	1 0 1 円
		市外団体	4 0 4 円
		市内団体（営利使用）	4 0 4 円
		市外団体（営利使用）	8 0 8 円
	音楽室 1	市内団体	1 7 3 円

		市外団体	6 9 2 円
		市内団体（営利使用）	6 9 2 円
		市外団体（営利使用）	1 , 3 8 4 円
	音楽室 2	市内団体	1 2 1 円
		市外団体	4 8 4 円
		市内団体（営利使用）	4 8 4 円
		市外団体（営利使用）	9 6 8 円
	展示ホール	市内団体	9 6 円
		市外団体	3 8 4 円
		市内団体（営利使用）	3 8 4 円
		市外団体（営利使用）	7 6 8 円
	ホール 1	市内団体	2 4 9 円
		市外団体	9 9 6 円
		市内団体（営利使用）	9 9 6 円
		市外団体（営利使用）	1 , 9 9 2 円
	ホール 2	市内団体	1 7 5 円
		市外団体	7 0 0 円
		市内団体（営利使用）	7 0 0 円
		市外団体（営利使用）	1 , 4 0 0 円
	工作室	市内団体	1 0 6 円
		市外団体	4 2 4 円
		市内団体（営利使用）	4 2 4 円
		市外団体（営利使用）	8 4 8 円
	会議室	市内団体	1 1 8 円
		市外団体	4 7 2 円
		市内団体（営利使用）	4 7 2 円
		市外団体（営利使用）	9 4 4 円
	調理室	市内団体	1 1 6 円
		市外団体	4 6 4 円
		市内団体（営利使用）	4 6 4 円
		市外団体（営利使用）	9 2 8 円
	音楽室	市内団体	1 5 5 円
		市外団体	6 2 0 円

		市内団体（営利使用）	6 2 0 円
		市外団体（営利使用）	1 , 2 4 0 円
	和室	市内団体	1 6 3 円
		市外団体	6 5 2 円
		市内団体（営利使用）	6 5 2 円
		市外団体（営利使用）	1 , 3 0 4 円
聖ヶ丘コミュニティセンター	ホール	市内団体	3 2 1 円
		市外団体	1 , 2 8 4 円
		市内団体（営利使用）	1 , 2 8 4 円
		市外団体（営利使用）	2 , 5 6 8 円
	プレイルーム	市内団体	1 1 8 円
		市外団体	4 7 2 円
		市内団体（営利使用）	4 7 2 円
		市外団体（営利使用）	9 4 4 円
	会議室 1	市内団体	6 4 円
		市外団体	2 5 6 円
		市内団体（営利使用）	2 5 6 円
		市外団体（営利使用）	5 1 2 円
	会議室 2	市内団体	1 0 1 円
		市外団体	4 0 4 円
		市内団体（営利使用）	4 0 4 円
		市外団体（営利使用）	8 0 8 円
	会議室 3	市内団体	1 0 1 円
		市外団体	4 0 4 円
		市内団体（営利使用）	4 0 4 円
		市外団体（営利使用）	8 0 8 円
	調理室	市内団体	9 6 円
		市外団体	3 8 4 円
		市内団体（営利使用）	3 8 4 円
		市外団体（営利使用）	7 6 8 円
	和室	市内団体	1 3 3 円
		市外団体	5 3 2 円
		市内団体（営利使用）	5 3 2 円

愛宕コミュニティセンター		市外団体（営利使用）	1, 0 6 4 円
	会議室 1	市内団体	5 6 円
		市外団体	2 2 4 円
		市内団体（営利使用）	2 2 4 円
		市外団体（営利使用）	4 4 8 円
	会議室 2	市内団体	5 6 円
		市外団体	2 2 4 円
		市内団体（営利使用）	2 2 4 円
		市外団体（営利使用）	4 4 8 円
	会議室 3	市内団体	5 9 円
		市外団体	2 3 6 円
		市内団体（営利使用）	2 3 6 円
		市外団体（営利使用）	4 7 2 円
	和室 1	市内団体	8 1 円
		市外団体	3 2 4 円
		市内団体（営利使用）	3 2 4 円
		市外団体（営利使用）	6 4 8 円
	和室 2	市内団体	8 1 円
		市外団体	3 2 4 円
		市内団体（営利使用）	3 2 4 円
		市外団体（営利使用）	6 4 8 円
	ホール	市内団体	3 4 8 円
		市外団体	1, 3 9 2 円
		市内団体（営利使用）	1, 3 9 2 円
		市外団体（営利使用）	2, 7 8 4 円
	音楽室	市内団体	1 1 1 円
		市外団体	4 4 4 円
		市内団体（営利使用）	4 4 4 円
		市外団体（営利使用）	8 8 8 円
	調理室	市内団体	8 1 円
		市外団体	3 2 4 円
		市内団体（営利使用）	3 2 4 円
		市外団体（営利使用）	6 4 8 円

唐木田コミュニティセンター	会議室 1	市内団体	7 4 円
		市外団体	2 9 6 円
		市内団体（営利使用）	2 9 6 円
		市外団体（営利使用）	5 9 2 円
	会議室 2	市内団体	7 6 円
		市外団体	3 0 4 円
		市内団体（営利使用）	3 0 4 円
		市外団体（営利使用）	6 0 8 円
	会議室 3	市内団体	1 0 3 円
		市外団体	4 1 2 円
		市内団体（営利使用）	4 1 2 円
		市外団体（営利使用）	8 2 4 円
	和室	市内団体	7 4 円
		市外団体	2 9 6 円
		市内団体（営利使用）	2 9 6 円
		市外団体（営利使用）	5 9 2 円
	音楽室	市内団体	6 1 円
		市外団体	2 4 4 円
		市内団体（営利使用）	2 4 4 円
		市外団体（営利使用）	4 8 8 円
	調理室	市内団体	7 1 円
		市外団体	2 8 4 円
		市内団体（営利使用）	2 8 4 円
		市外団体（営利使用）	5 6 8 円
	ギャラリー	市内団体	1 2 3 円
		市外団体	4 9 2 円
		市内団体（営利使用）	4 9 2 円
		市外団体（営利使用）	9 8 4 円
	ホール	市内団体	2 8 2 円
		市外団体	1 , 1 2 8 円
		市内団体（営利使用）	1 , 1 2 8 円
		市外団体（営利使用）	2 , 2 5 6 円
和田・東寺方コミュニティセンター	ホール	市内団体	2 7 9 円

ティセンター		市外団体	1, 116円
		市内団体（営利使用）	1, 116円
		市外団体（営利使用）	2, 232円
	会議室 1	市内団体	89円
		市外団体	356円
		市内団体（営利使用）	356円
		市外団体（営利使用）	712円
	会議室 2	市内団体	66円
		市外団体	264円
		市内団体（営利使用）	264円
		市外団体（営利使用）	528円
	和室 1	市内団体	37円
		市外団体	148円
		市内団体（営利使用）	148円
		市外団体（営利使用）	296円
	和室 2	市内団体	37円
		市外団体	148円
		市内団体（営利使用）	148円
		市外団体（営利使用）	296円
	調理室	市内団体	89円
		市外団体	356円
		市内団体（営利使用）	356円
		市外団体（営利使用）	712円
	音楽室	市内団体	111円
		市外団体	444円
		市内団体（営利使用）	444円
		市外団体（営利使用）	888円

2 コミュニティ会館

コミュニティ会館の区分	コミュニティルームの区分	使用者の区分	1時間当たりの単価
三方の森コミュニティ会館	会議室 1	市内団体	134円
		市外団体	536円
		市内団体（営利使用）	536円

	会議室 2	市外団体（営利使用）	1, 0 7 2 円
		市内団体	5 6 円
		市外団体	2 2 4 円
		市内団体（営利使用）	2 2 4 円
		市外団体（営利使用）	4 4 8 円
連光寺コミュニティ会館	会議室 1	市内団体	9 8 円
		市外団体	3 9 2 円
		市内団体（営利使用）	3 9 2 円
		市外団体（営利使用）	7 8 4 円
	会議室 2	市内団体	9 0 円
		市外団体	3 6 0 円
		市内団体（営利使用）	3 6 0 円
		市外団体（営利使用）	7 2 0 円
	和室	市内団体	3 1 円
		市外団体	1 2 4 円
		市内団体（営利使用）	1 2 4 円
		市外団体（営利使用）	2 4 8 円

備考

- 1 この表及び別表第3において、「市内団体」とは多摩市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者（以下「市内在住者等」という。）が半数以上を占める団体又は多摩市内に事務所を有する法人をいい、「市外団体」とは市内団体以外の団体をいう。
- 2 市内在住者等が個人で使用する場合は市内団体の区分の使用料とし、市内在住者以外の者が個人で使用する場合は市外団体の区分の使用料とする。
- 3 この表及び別表第3において、「営利使用」とは、営利を目的とした活動等のための使用をいう。

別表第3（第9条関係）

物品の区分	使用者の区分	1時間当たりの単価
グランドピアノ	市内団体	4 0 円
	市外団体	1 6 0 円
	市内団体（営利使用）	1 6 0 円
	市外団体（営利使用）	3 2 0 円
アップライトピアノ	市内団体	3 0 円

	市外団体	1 2 0 円
	市内団体（営利使用）	1 2 0 円
	市外団体（営利使用）	2 4 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 1 0 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号の改正規定、第 8 条の改正規定、第 1 6 条を第 1 7 条とする改正規定、第 1 5 条の改正規定及び同条を第 1 6 条とする改正規定並びに第 1 4 条の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のコミュニティルーム及びその物品の使用について適用する。

第 8 5 号議案

多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立地区市民ホール条例の一部を改正する条例

多摩市立地区市民ホール条例（昭和 5 4 年多摩市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「破損」を「破損し、」に改め、同条第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（立入りの制限）

第 1 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民ホール（敷地を含む。以下この条において同じ。）への立入りを拒み、又は市民ホールからの退去を命ずることができる。

- (1) 第 8 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき又は威圧的若しくは乱暴な言動等により業務の円滑な遂行を妨げるおそれがあると認めるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が市民ホールへの立入りを制限することについて相当な理由があると認めるとき。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2 （第 9 条関係）

1 多摩市立豊ヶ丘地区市民ホール

区分	使用者の区分	午前 9 時 30 分 から午後 1 時 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時 30 分 まで
第 1 会議室	市内団体	650 円	750 円	840 円

第 2 会議室	市外団体	2,600円	3,000円	3,360円
	市内団体（営利使用）	2,600円	3,000円	3,360円
	市外団体（営利使用）	5,200円	6,000円	6,720円
	市内団体	190円	210円	240円
第 2 会議室	市外団体	760円	840円	960円
	市内団体（営利使用）	760円	840円	960円
	市外団体（営利使用）	1,520円	1,680円	1,920円
	市内団体（営利使用）	760円	840円	960円

2 多摩市立諏訪地区市民ホール

区分	使用者の区分	午前 9 時 30分から 午前11時 15分まで	午前11時 15分から 午後 1 時 まで	午後 1 時 から午後 3 時まで	午後 3 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 から午後 7 時15分 まで	午後 7 時 15分から 午後 9 時 30分まで
第 1 会 議室	市内団体	190円	190円	220円	220円	250円	250円
	市外団体	760円	760円	880円	880円	1,000円	1,000円
	市内団体（営 利使用）	760円	760円	880円	880円	1,000円	1,000円
	市外団体（営 利使用）	1,520円	1,520円	1,760円	1,760円	2,000円	2,000円
第 2 会 議室	市内団体	60円	60円	60円	60円	70円	70円
	市外団体	240円	240円	240円	240円	280円	280円
	市内団体（営 利使用）	240円	240円	240円	240円	280円	280円
	市外団体（営 利使用）	480円	480円	480円	480円	560円	560円
第 3 会 議室	市内団体	50円	50円	50円	50円	60円	60円
	市外団体	200円	200円	200円	200円	240円	240円
	市内団体（営 利使用）	200円	200円	200円	200円	240円	240円
	市外団体（営 利使用）	400円	400円	400円	400円	480円	480円

3 多摩市立東寺方地区市民ホール

区分	使用者の区分	午前 9 時30分 から午後 1 時 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時30分 まで
----	--------	-----------------------------	----------------------	-----------------------------

第 1 会議室	市内団体	630円	720円	810円
	市外団体	2,520円	2,880円	3,240円
	市内団体（営利使用）	2,520円	2,880円	3,240円
	市外団体（営利使用）	5,040円	5,760円	6,480円
第 2 会議室	市内団体	200円	230円	260円
	市外団体	800円	920円	1,040円
	市内団体（営利使用）	800円	920円	1,040円
	市外団体（営利使用）	1,600円	1,840円	2,080円

備考

- 1 この表及び別表第 3 において、「市内団体」とは多摩市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者が半数以上を占める団体又は多摩市内に事務所を有する法人をいい、「市外団体」とは市内団体以外の団体をいう。
- 2 この表及び別表第 3 において、「営利使用」とは、営利を目的とする活動等のための使用をいう。

別表第 3（第 9 条関係）

1 多摩市立豊ヶ丘地区市民ホール及び多摩市立東寺方地区市民ホール

区分	使用者の区分	午前 9 時 30 分 から午後 1 時 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時 30 分 まで
アップライ トピアノ	市内団体	110円	120円	140円
	市外団体	440円	480円	560円
	市内団体（営利使用）	440円	480円	560円
	市外団体（営利使用）	880円	960円	1,120円

2 多摩市立諏訪地区市民ホール

区分	使用者の区分	午前 9 時 30 分から 午前 11 時 15 分まで	午前 11 時 15 分から 午後 1 時 まで	午後 1 時 から午後 3 時まで	午後 3 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 から午後 7 時 15 分 まで	午後 7 時 15 分から 午後 9 時 30 分まで
アップ ライト ピアノ	市内団体	50円	50円	60円	60円	60円	60円
	市外団体	200円	200円	240円	240円	240円	240円
	市内団体（営 利使用）	200円	200円	240円	240円	240円	240円
	市外団体（営 利使用）	400円	400円	480円	480円	480円	480円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和１０年１月１日から施行する。ただし、第８条の改正規定及び第１５条を第１６条とし、第１４条の次に１条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第２及び別表第３の規定は、この条例の施行の日以後の市民ホール及び物品の使用について適用する。

第 8 6 号議案

多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市消費生活センター条例の一部を改正する条例

多摩市消費生活センター条例（平成 8 年多摩市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号を次のように改める。

(1) 科学室等又はその附属物を破損し、又は汚損するおそれがあるとき。

第 7 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

第 1 0 条中「科学室等を使用しようとする」を削り、「掲げる」を「定める」に改める。

第 1 2 条の見出し中「不還付」を「返還」に改める。

第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（立入りの制限）

第 1 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、消費生活センターへの立入りを拒み、又は消費生活センターからの退去を命ずることができる。

(1) 消費生活センターの建物又はその附属物を破損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 職員の指示に従わないとき又は威圧的若しくは乱暴な言動等により業務の円滑な遂行を妨げるおそれがあるとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理上の支障その他市長が消費生活センターへの立入りを制限することについて相当な理由があると認めるとき。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

施設名	使用者の区分	単位使用時間別使用料			
		午前	午後	夜間	全日
科学室	市内団体	980円	1,310円	1,310円	3,600円
	市外団体	1,960円	2,620円	2,620円	7,200円
	市内団体 (営利使用)	1,960円	2,620円	2,620円	7,200円
	市外団体 (営利使用)	3,920円	5,240円	5,240円	14,400円
調理室	市内団体	1,150円	1,540円	1,540円	4,230円
	市外団体	2,300円	3,080円	3,080円	8,460円
	市内団体 (営利使用)	2,300円	3,080円	3,080円	8,460円
	市外団体 (営利使用)	4,600円	6,160円	6,160円	16,920円
講座室	市内団体	1,540円	2,050円	2,050円	5,640円
	市外団体	3,080円	4,100円	4,100円	11,280円
	市内団体 (営利使用)	3,080円	4,100円	4,100円	11,280円
	市外団体 (営利使用)	6,160円	8,200円	8,200円	22,560円

別表備考 2 を次のように改める。

- 2 市内団体とは多摩市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者が半数以上を占める団体又は多摩市内に事務所を有する法人をいい、市外団体とは市内団体以外の団体をいう。

別表中備考 4 を備考 5 とし、備考 3 を備考 4 とし、備考 2 の次に次のように加える。

- 3 営利使用とは、営利を目的とする活動等のための使用をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 10 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 号の改正規定、第 7 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に 1 号を加える改正規定、第 10 条の改正規定、第 12 条の見出しの改正規

定及び第 16 条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用について適用する。この場合において、改正前の第 7 条第 1 号の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日からこの条例の施行の日までの間、なお効力を有するものとする。

第 8 7 号議案

多摩市立市民活動・交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立市民活動・交流センター条例の一部を改正する条例

多摩市立市民活動・交流センター条例（令和 2 年多摩市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

別表 1 の部及び 2 の部を次のように改める。

1 施設に係る利用料金の上限額

施設の区分	利用者の区分	1 時間当たりの料金
1 0 1 教室	市内団体	2 4 0 円
	市外団体	4 8 0 円
	市内団体（営利利用）	4 8 0 円
	市外団体（営利利用）	9 6 0 円
2 0 1 教室	市内団体	3 2 0 円
	市外団体	6 4 0 円
	市内団体（営利利用）	6 4 0 円
	市外団体（営利利用）	1 , 2 8 0 円
2 0 4 教室	市内団体	8 0 円
	市外団体	1 6 0 円
	市内団体（営利利用）	1 6 0 円
	市外団体（営利利用）	3 2 0 円
2 1 3 教室	市内団体	8 0 円
	市外団体	1 6 0 円

	市内団体（営利利用）	1 6 0 円
	市外団体（営利利用）	3 2 0 円
2 1 4 教室	市内団体	8 0 円
	市外団体	1 6 0 円
	市内団体（営利利用）	1 6 0 円
	市外団体（営利利用）	3 2 0 円
3 0 1 教室	市内団体	3 2 0 円
	市外団体	6 4 0 円
	市内団体（営利利用）	6 4 0 円
	市外団体（営利利用）	1 , 2 8 0 円
3 0 2 教室	市内団体	1 6 0 円
	市外団体	3 2 0 円
	市内団体（営利利用）	3 2 0 円
	市外団体（営利利用）	6 4 0 円
3 0 3 教室	市内団体	1 6 0 円
	市外団体	3 2 0 円
	市内団体（営利利用）	3 2 0 円
	市外団体（営利利用）	6 4 0 円
3 0 5 教室	市内団体	1 6 0 円
	市外団体	3 2 0 円
	市内団体（営利利用）	3 2 0 円
	市外団体（営利利用）	6 4 0 円
4 0 1 教室	市内団体	2 4 0 円
	市外団体	4 8 0 円
	市内団体（営利利用）	4 8 0 円
	市外団体（営利利用）	9 6 0 円
4 0 3 教室	市内団体	2 4 0 円
	市外団体	4 8 0 円
	市内団体（営利利用）	4 8 0 円
	市外団体（営利利用）	9 6 0 円
4 0 4 教室	市内団体	1 6 0 円
	市外団体	3 2 0 円
	市内団体（営利利用）	3 2 0 円

	市外団体（営利利用）	6 4 0 円
体育館 （全面利用）	市内団体	4 0 0 円
	市外団体	8 0 0 円
	市内団体（営利利用）	8 0 0 円
	市外団体（営利利用）	1 , 6 0 0 円
体育館 （半面利用）	市内団体	2 0 0 円
	市外団体	4 0 0 円
	市内団体（営利利用）	4 0 0 円
	市外団体（営利利用）	8 0 0 円
グラウンド （全面利用）	市内団体	3 0 0 円
	市外団体	6 0 0 円
	市内団体（営利利用）	6 0 0 円
	市外団体（営利利用）	1 , 2 0 0 円
グラウンド （半面利用）	市内団体	1 5 0 円
	市外団体	3 0 0 円
	市内団体（営利利用）	3 0 0 円
	市外団体（営利利用）	6 0 0 円

2 附帯設備に係る利用料金の上限額

附帯設備の区分	利用者の区分	単位	料金
ピアノ	市内団体	1 時間	4 0 円
	市外団体		8 0 円
	市内団体（営利利用）		8 0 円
	市外団体（営利利用）		1 6 0 円
陶芸窯	市内団体	1 回	1 , 0 0 0 円
	市外団体		2 , 0 0 0 円
	市内団体（営利利用）		2 , 0 0 0 円
	市外団体（営利利用）		4 , 0 0 0 円

別表備考 1 を次のように改める。

- 1 市内団体とは多摩市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者が半数以上を占める団体又は多摩市内に事務所を有する法人をいい、市外団体とは市内団体以外の団体をいう。

別表中備考 3 を備考 4 とし、備考 2 を備考 3 とし、備考 1 の次に次のように加える。

- 2 営利利用とは、営利を目的とする活動等のための利用をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 1 0 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市立市民活動・交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設及び附帯設備の利用について適用する。

第 88 号議案

多摩市立 TAMA 女性センター条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立 TAMA 女性センター条例の一部を改正する条例

多摩市立 TAMA 女性センター条例（平成 11 年多摩市条例第 2 号）の一部
を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 12 条関係）

施設名	使用団体の区分	単位別使用料			
		午前	午後	夜間	全日
ワークショ ップルーム	市内団体	680円	910円	910円	2,500円
	市外団体	1,360円	1,820円	1,820円	5,000円
	市内団体（営利 使用）	1,360円	1,820円	1,820円	5,000円
	市外団体（営利 使用）	2,720円	3,640円	3,640円	10,000円

別表備考 2 を次のように改める。

- 2 市内団体とは多摩市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者が半数
以上を占める団体又は多摩市内に事務所を有する法人をいい、市外団体
とは市内団体以外の団体をいう。

別表中備考 4 を備考 5 とし、備考 3 を備考 4 とし、備考 2 の次に次のように
加える。

- 3 営利使用とは、営利を目的とする活動等のための使用をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和10年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用について適用する。

第 8 9 号議案

多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例の一部を改正する
条例

多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例（昭和 6 2 年多摩市条例第
1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

1 野球場及び球技場に係る利用料金の上限額

種別	名称	単位	利用者の区分	利用料金
野球場	一本杉公園野球場	1 面 2 時間	市内団体	6,900円
			市外団体	13,800円
			市内団体（営利利用）	13,800円
			市外団体（営利利用）	27,600円
	関戸公園野球場 諏訪南公園野球場 諏訪北公園野球場 貝取南公園野球場	1 面 2 時間	市内団体	2,330円
			市外団体	4,660円
			市内団体（営利利用）	4,660円
			市外団体（営利利用）	9,320円
野球場附 帯設備	放送設備	1 面 2 時間	市内団体	1,680円
			市外団体	3,360円
			市内団体（営利利用）	3,360円
			市外団体（営利利用）	6,720円
	スコアボード	1 面 2 時間	市内団体	1,820円
			市外団体	3,640円

			市内団体（営利利用）	3,640円
			市外団体（営利利用）	7,280円
球技場	諏訪南公園球技場 貝取南公園球技場 宝野公園球技場 和田公園球技場	1面2時間	市内団体	1,990円
			市外団体	3,980円
			市内団体（営利利用）	3,980円
			市外団体（営利利用）	7,960円
	一ノ宮公園球技場	1面2時間	市内団体	990円
			市外団体	1,980円
			市内団体（営利利用）	1,980円
			市外団体（営利利用）	3,960円

2 庭球場に係る利用料金の上限額

種別	名称	単位	利用者の区分	利用料金
庭球場	一本杉公園庭球場 永山南公園庭球場 諏訪北公園庭球場 貝取北公園庭球場 愛宕東公園庭球場 連光寺公園庭球場 多摩東公園庭球場 奈良原公園庭球場	1面2時間	市内団体又は市内の者	1,160円
			市外団体又は市外の者	2,320円
			市内団体又は市内の者 （営利利用）	2,320円
			市外団体又は市外の者 （営利利用）	4,640円
	一ノ宮公園庭球場	1面2時間	市内団体又は市内の者	810円
			市外団体又は市外の者	1,620円
			市内団体又は市内の者 （営利利用）	1,620円
			市外団体又は市外の者 （営利利用）	3,240円
庭球場附 帯設備	夜間照明設備	1時間	市内団体又は市内の者	610円
			市外団体又は市外の者	1,220円
			市内団体又は市内の者 （営利利用）	1,220円
			市外団体又は市外の者 （営利利用）	2,440円

3 キャンプ練習場に係る利用料金の上限額

種別	名称	単位	利用者の区分	利用料金
----	----	----	--------	------

キャンプ練習場	大谷戸公園キャンプ練習場	宿泊 1 人 (大人)	市内団体又は市内の者	1,170円
			市外団体又は市外の者	2,340円
			市内団体又は市内の者 (営利利用)	2,340円
			市外団体又は市外の者 (営利利用)	4,680円
		宿泊 1 人 (子ども)	市内団体又は市内の者	590円
			市外団体又は市外の者	1,180円
			市内団体又は市内の者 (営利利用)	1,180円
			市外団体又は市外の者 (営利利用)	2,360円
		日帰り 1 人 (大人)	市内団体又は市内の者	390円
			市外団体又は市外の者	780円
			市内団体又は市内の者 (営利利用)	780円
			市外団体又は市外の者 (営利利用)	1,560円
		日帰り 1 人 (子ども)	市内団体又は市内の者	200円
			市外団体又は市外の者	400円
			市内団体又は市内の者 (営利利用)	400円
			市外団体又は市外の者 (営利利用)	800円

備考

- 1 野球場又は球技場の利用は団体によるものとし、庭球場又はキャンプ練習場の利用は団体又は個人によるものとする。
- 2 子どもとは中学生以下の者をいい、大人とは子ども以外の者をいう。
- 3 庭球場の利用は、大人又は代表者が大人である団体によるものとする。
- 4 市内の者とは多摩市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいい、市外の者とは市内の者以外の者をいう。
- 5 市内団体とは市内の者が半数以上を占める団体又は多摩市内に事務所を有する法人をいい、市外団体とは市内団体以外の団体をいう。
- 6 営利利用とは、営利を目的とする活動等のための利用をいう。

- 7 日照その他特別な事由により 1 時間を単位とする屋外スポーツ施設の利用を認める場合の利用料金は、この表に定める 2 時間を単位とする利用料金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 10 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市屋外スポーツ施設の管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設及び附帯設備の利用について適用する。

第 9 0 号議案

多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例

多摩市立総合体育館条例（昭和 5 8 年多摩市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

施設に係る利用料金の上限額

種別			利用者の区分	利用料金				
				午前	午後 1	午後 2	夜間	全日
				午 前 9 時 ～ 午 前 11 時 45分	午 後 0 時 30 分 ～ 午 後 3 時 15 分	午 後 3 時 30 分 ～ 午 後 6 時 15 分	午 後 6 時 30 分 ～ 午 後 9 時 15 分	午 前 9 時 ～ 午 後 9 時 15分
第 1 ス ポ ー ツ ホ ー ル	貸切 り利 用	全面利用	市内団体	9, 340円	9, 340円	9, 340円	10, 660 円	38, 680 円
			市外団体	18, 680 円	18, 680 円	18, 680 円	21, 320 円	77, 360 円
			市内団体（営 利利用）	18, 680 円	18, 680 円	18, 680 円	21, 320 円	77, 360 円
			市外団体（営 利利用）	37, 360 円	37, 360 円	37, 360 円	42, 640 円	154, 720 円
		3 分 の 2 利 用	市内団体	6, 230円	6, 230円	6, 230円	7, 110円	25, 800 円

			市外団体	12,460円	12,460円	12,460円	14,220円	51,600円
			市内団体（営 利利用）	12,460円	12,460円	12,460円	14,220円	51,600円
			市外団体（営 利利用）	24,920円	24,920円	24,920円	28,440円	103,200円
		2 分の 1 利用	市内団体	4,670円	4,670円	4,670円	5,330円	19,340円
			市外団体	9,340円	9,340円	9,340円	10,660円	38,680円
			市内団体（営 利利用）	9,340円	9,340円	9,340円	10,660円	38,680円
			市外団体（営 利利用）	18,680円	18,680円	18,680円	21,320円	77,360円
		3 分の 1 利用	市内団体	3,120円	3,120円	3,120円	3,560円	12,920円
			市外団体	6,240円	6,240円	6,240円	7,120円	25,840円
			市内団体（営 利利用）	6,240円	6,240円	6,240円	7,120円	25,840円
			市外団体（営 利利用）	12,480円	12,480円	12,480円	14,240円	51,680円
		個人 利用	大人 1 回	市内の者	270円			
				市外の者	540円			
			子ども（小・ 中学生） 1 回	市内の者	130円			
				市外の者	260円			
第 2 ス ポ ー ツ ホ ー ル	貸切 り利 用	全面利用	市内団体	4,560円	4,560円	4,560円	5,200円	18,880円
			市外団体	9,120円	9,120円	9,120円	10,400円	37,760円
			市内団体（営 利利用）	9,120円	9,120円	9,120円	10,400円	37,760円
			市外団体（営 利利用）	18,240円	18,240円	18,240円	20,800円	75,520円

		2 分の 1 利用	市内団体	2,280円	2,280円	2,280円	2,600円	9,440円	
			市外団体	4,560円	4,560円	4,560円	5,200円	18,880円	
			市内団体（営 利利用）	4,560円	4,560円	4,560円	5,200円	18,880円	
			市外団体（営 利利用）	9,120円	9,120円	9,120円	10,400円	37,760円	
	個人 利用	大人 1 回	市内の者	270円					
			市外の者	540円					
		子ども（小・ 中学生） 1 回	市内の者	130円					
			市外の者	260円					
第 3 ス ポ ー ツ ホ ー ル	個人 利用	大人 1 回	市内の者	270円					
			市外の者	540円					
		子ども（小・ 中学生） 1 回	市内の者	130円					
			市外の者	260円					
第 4 ス ポ ー ツ ホ ー ル	個人 利用	大人 1 回	市内の者	270円					
			市外の者	540円					
		子ども（小・ 中学生） 1 回	市内の者	130円					
			市外の者	260円					
第 5 ス ポ ー ツ ホ ー ル	貸切り利用		市内団体	1,230円	1,230円	1,230円	1,270円	4,960円	
			市外団体	2,460円	2,460円	2,460円	2,540円	9,920円	
			市内団体（営 利利用）	2,460円	2,460円	2,460円	2,540円	9,920円	
			市外団体（営 利利用）	4,920円	4,920円	4,920円	5,080円	19,840円	
	個人 利用	大人 1 回	市内の者	270円					
			市外の者	540円					
		子ども（小・ 中学生） 1 回	市内の者	130円					
			市外の者	260円					
第 6 ス ポ ー ツ	貸切り利用		市内団体	1,640円	1,640円	1,640円	1,830円	6,750円	
			市外団体	3,280円	3,280円	3,280円	3,660円	13,500円	

ホー ル			市内団体（営 利利用）	3,280円	3,280円	3,280円	3,660円	13,500 円
			市外団体（営 利利用）	6,560円	6,560円	6,560円	7,320円	27,000 円
	個人 利用	大人 1 回	市内の者	270円				
			市外の者	540円				
		子ども（小・ 中学生） 1 回	市内の者	130円				
			市外の者	260円				
第 1 会議室			市内団体	1,470円	1,470円	1,470円	1,580円	5,990円
			市外団体	2,940円	2,940円	2,940円	3,160円	11,980 円
			市内団体（営 利利用）	2,940円	2,940円	2,940円	3,160円	11,980 円
			市外団体（営 利利用）	5,880円	5,880円	5,880円	6,320円	23,960 円
第 2 会議室			市内団体	740円	740円	740円	790円	3,010円
			市外団体	1,480円	1,480円	1,480円	1,580円	6,020円
			市内団体（営 利利用）	1,480円	1,480円	1,480円	1,580円	6,020円
			市外団体（営 利利用）	2,960円	2,960円	2,960円	3,160円	12,040 円

附帯設備等に係る利用料金の上限額（団体のみ貸出し）

種別		利用者の区分	利用料金				
			午前	午後 1	午後 2	夜間	全日
			午前 9 時～午 前11時 45分	午後 0 時30分 ～午後 3 時15 分	午後 3 時30分 ～午後 6 時15 分	午後 6 時30分 ～午後 9 時15 分	午前 9 時～午 後 9 時 15分
第 1 スポ ーツ ホー ル	放送用具	市内団体	1,190円	1,190円	1,190円	1,190円	4,760円
		市外団体	2,380円	2,380円	2,380円	2,380円	9,520円
		市内団体（営 利利用）	2,380円	2,380円	2,380円	2,380円	9,520円
		市外団体（営 利利用）	4,760円	4,760円	4,760円	4,760円	19,040 円

		利利用)					円
第 2 スポ ーツホー ル	放送用具	市内団体	1,190円	1,190円	1,190円	1,190円	4,760円
		市外団体	2,380円	2,380円	2,380円	2,380円	9,520円
		市内団体（営 利利用）	2,380円	2,380円	2,380円	2,380円	9,520円
		市外団体（営 利利用）	4,760円	4,760円	4,760円	4,760円	19,040 円

備考

- 1 市内の者とは多摩市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいい、市外の者とは市内の者以外の者をいう。
- 2 市内団体とは市内の者が半数以上を占める団体又は多摩市内に事務所を有する法人をいい、市外団体とは市内団体以外の団体をいう。
- 3 営利利用とは、営利を目的とする活動等のための利用をいう。
- 4 個人利用における「1回」とは、貸切り利用の場合における午前、午後1、午後2又は夜間の区分を1単位とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和10年1月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設等の利用について適用する。

（第2ホールに係る利用料金の上限額の特例）

- 3 令和9年4月1日から同年12月31日までの間、多摩市立総合体育館条例別表施設に係る利用料金の上限額の部第2ホールの款の適用については、同款中次の表の左欄に掲げる金額は、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。

3,670円	4,560円
4,710円	5,200円
15,720円	18,880円
210円	270円
100円	130円
1,840円	2,280円
2,360円	2,600円
7,880円	9,440円

- 4 前項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の第2ホールの利用について適用する。

第 9 1 号議案

多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の管理運営に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の管理運営に関する条例
の一部を改正する条例

多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の管理運営に関する条例（昭和 6 1
年多摩市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

1 武道館

(1) 施設に係る利用料金の上限額

種別			利用料金				
			午前	午後 1	午後 2	夜間	全日
			午前 9 時 ～午前 11 時 45 分	午後 0 時 30 分～午 後 3 時 15 分	午後 3 時 30 分～午 後 6 時 15 分	午後 6 時 30 分～午 後 9 時 15 分	午前 9 時 ～午後 9 時 15 分
貸切 利用	全面利用	市内団体	6,520 円	6,520 円	6,520 円	7,440 円	27,000 円
		市外団体	13,040 円	13,040 円	13,040 円	14,880 円	54,000 円
		市内団体（営 利利用）	13,040 円	13,040 円	13,040 円	14,880 円	54,000 円
		市外団体（営 利利用）	26,080 円	26,080 円	26,080 円	29,760 円	108,000 円
	2 分の 1 利 用	市内団体	3,260 円	3,260 円	3,260 円	3,720 円	13,500 円
		市外団体	6,520 円	6,520 円	6,520 円	7,440 円	27,000 円

個人利用（小・中学生）1回		市内団体（営 利利用）	6,520円	6,520円	6,520円	7,440円	27,000円	
		市外団体（営 利利用）	13,040円	13,040円	13,040円	14,880円	54,000円	
	大人1回	市内の者	270円					
		市外の者	540円					
		子ども（小・中学生）1回	市内の者	130円				
			市外の者	260円				
	会議室	市内団体	640円	640円	640円	690円	2,610円	
		市外団体	1,280円	1,280円	1,280円	1,380円	5,220円	
市内団体（営 利利用）		1,280円	1,280円	1,280円	1,380円	5,220円		
市外団体（営 利利用）		2,560円	2,560円	2,560円	2,760円	10,440円		
師範室	市内団体	230円	230円	230円	250円	940円		
	市外団体	460円	460円	460円	500円	1,880円		
	市内団体（営 利利用）	460円	460円	460円	500円	1,880円		
	市外団体（営 利利用）	920円	920円	920円	1,000円	3,760円		

(2) 放送設備に係る利用料金の上限額

種別	利用者の区分	利用料金				
		午前	午後1	午後2	夜間	全日
		午前9時 ～午前11 時45分	午後0時 30分～午 後3時15 分	午後3時 30分～午 後6時15 分	午後6時 30分～午 後9時15 分	午前9時 ～午後9 時15分
放送設 備	市内団体	1,190円	1,190円	1,190円	1,190円	4,760円
	市外団体	2,380円	2,380円	2,380円	2,380円	9,520円
	市内団体（営 利利用）	2,380円	2,380円	2,380円	2,380円	9,520円
	市外団体（営 利利用）	4,760円	4,760円	4,760円	4,760円	19,040円

2 陸上競技場

(1) 施設に係る利用料金の上限額

種別			利用者の区分	利用料金			
				午前	午後	全日	1 時間
				午前 9 時 ～ 正午	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午前 9 時 ～ 午後 5 時	
競技場	貸切り利用		市内団体	10,430円	13,900円	24,330円	3,040円
			市外団体	20,860円	27,800円	48,660円	6,080円
			市内団体（営 利利用）	20,860円	27,800円	48,660円	6,080円
			市外団体（営 利利用）	41,720円	55,600円	97,320円	12,160円
	個人 利用	大人 1 回	市内の者	190円			—
			市外の者	380円			—
		子ども（小・ 中学生） 1 回	市内の者	90円			—
			市外の者	180円			—
会議室			市内団体	350円	470円	820円	100円
			市外団体	700円	940円	1,640円	200円
			市内団体（営 利利用）	700円	940円	1,640円	200円
			市外団体（営 利利用）	1,400円	1,880円	3,280円	400円
記録室			市内団体	540円	720円	1,260円	150円
			市外団体	1,080円	1,440円	2,520円	300円
			市内団体（営 利利用）	1,080円	1,440円	2,520円	300円
			市外団体（営 利利用）	2,160円	2,880円	5,040円	600円
審判控室			市内団体	290円	380円	670円	—
			市外団体	580円	760円	1,340円	—
			市内団体（営 利利用）	580円	760円	1,340円	—
			市外団体（営 利利用）	1,160円	1,520円	2,680円	—

(2) 備品に係る利用料金の上限額

種別	利用者の区分	利用料金		
		午前	午後	全日
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午前 9 時～ 午後 5 時
競技・運営用 備品	市内団体	2,170円	2,890円	5,060円
	市外団体	4,340円	5,780円	10,120円
	市内団体（営利利用）	4,340円	5,780円	10,120円
	市外団体（営利利用）	8,680円	11,560円	20,240円

備考

- 1 市内の者とは多摩市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいい、市外の者とは市内の者以外の者をいう。
- 2 市内団体とは市内の者が半数以上を占める団体又は多摩市内に事務所を有する法人をいい、市外団体とは市内団体以外の団体をいう。
- 3 営利利用とは、営利を目的とする活動等のための利用をいう。
- 4 2 陸上競技場の部(1)施設に係る利用料金の上限額の款の表 1 時間の欄に定める額は、団体が夏季期間（6 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間をいう。）において午前 9 時から午後 5 時まで以外の時間に、指定管理者の承認を得て当該施設を利用するときの 1 時間当たりの利用料金の上限額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 1 0 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設並びに放送設備及び備品の利用について適用する。

第 9 2 号議案

多摩市立温水プール条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立温水プール条例の一部を改正する条例

多摩市立温水プール条例（平成 1 2 年多摩市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書中「第 1 7 8 号）」の次に「第 3 条」を加え、「翌日」を「日後においてその日に最も近い休日でない日」に改める。

別表 1 の部(1)の款アの項の表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 当日利用

施設の種別	期間	利用単位	利用者の区分		金額	備考
プール	夏期	2 時間	大人	市内の者	800円	超過時間の利用料金 1 時間（超過時間 に 1 時間に満たない 端数がある場合は、 これを 1 時間とす る。）につき大人 （市内の者）400円、 大人（市外の者）800 円、子ども（市内の 者）200円、子ども （市外の者）400円、 シニア（市内の者） 200円、シニア（市外 の者）400円
				市外の者	1,600円	
			子ども	市内の者	400円	
				市外の者	800円	
			シニア	市内の者	400円	
				市外の者	800円	

	夏期以外 の期間	1 回	大人	市内の者	800円	
				市外の者	1,600円	
			子ども	市内の者	400円	
				市外の者	800円	
			シニア	市内の者	400円	
				市外の者	800円	
トレーニング グループ		1 回	大人	市内の者	420円	
				市外の者	840円	
			シニア	市内の者	210円	
				市外の者	420円	
ミニスポー ツホール		1 回	大人	市内の者	230円	
				市外の者	460円	
			子ども	市内の者	110円	
				市外の者	220円	
			シニア	市内の者	110円	
				市外の者	220円	

別表 1 の部(1)の款アの項の表備考 1 (1)中「7 月 2 1 日」を「国民の祝日に関する法律第 2 条に定める海の日翌日」に改め、同表備考 5 中「6 0 歳」を「6 5 歳」に改め、同表備考に次のように加える。

6 この別表において、「市内の者」とは多摩市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいい、「市外の者」とは市内の者以外の者をいう。

別表 1 の部(1)の款イの項及びウの項を次のように改める。

イ 年間利用

施設の種別	利用者の区分	利用単位	金額		
			大人	子ども	シニア
プール	市内の者	1 年間	28,190円	14,080円	14,080円
	市外の者		56,380円	28,160円	28,160円
トレーニンググループ	市内の者	1 年間	14,250円	—	7,120円
	市外の者		28,500円	—	14,240円

ウ 回数利用

種別	利用者の区分	金額	利用施設の範囲	備考
大人用（800円 単位50券片）	市内の者	32,000円	プール	ア当日利用の大人に限り使用が可能。ただし、超過時間利

大人用（1,600円単位50券片）	市外の者	64,000円		用料金の支払には使用できない。
大人用（1枚）	市内の者	8,000円	プール トレーニング グループ ミニスポー	1枚につき、ア当日利用の大人に係る利用料金の総額が8,800円に至るまでの利用が可能
	市外の者	16,000円	ツホール	1枚につき、ア当日利用の大人に係る利用料金の総額が17,600円に至るまでの利用が可能
子ども・シニア用（1枚）	市内の者	4,000円	プール トレーニング グループ (シニアに	1枚につき、ア当日利用の子ども及びシニアに係る利用料金の総額が4,400円に至るまでの利用が可能
	市外の者	8,000円	限る。) ミニスポーツ ツホール	1枚につき、ア当日利用の子ども及びシニアに係る利用料金の総額が8,800円に至るまでの利用が可能

備考 大人用（800円単位50券片）及び（1,600円単位50券片）に係るものは、事業を営む法人その他の団体及び個人事業者がその構成員の福利厚生を目的として購入する場合に限り、発行できるものとする。

別表1の部(2)の款中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 団体利用の場合

施設の種別	利用単位		利用者の区分	金額
プール	1 コース 25メー トル利用	2 時間	市内団体	3,990円
			市外団体	7,980円
			市内団体（営利利用）	7,980円
			市外団体（営利利用）	15,960円
ミニスポー ツホール	午前（午前10時～正午）		市内団体	3,010円
			市外団体	6,020円
			市内団体（営利利用）	6,020円
			市外団体（営利利用）	12,040円
	午後（午後 1 時～午後 5 時）		市内団体	3,920円
			市外団体	7,840円

		市内団体（営利利用）	7,840円
		市外団体（営利利用）	15,680円
	夜間（午後５時45分～閉館時間15分前）	市内団体	5,240円
		市外団体	10,480円
		市内団体（営利利用）	10,480円
		市外団体（営利利用）	20,960円
	全日（午前10時～閉館時間15分前）	市内団体	12,170円
		市外団体	24,340円
		市内団体（営利利用）	24,340円
		市外団体（営利利用）	48,680円

別表１の部(2)の款の表備考に次のように加える。

- ３ この別表において、「市内団体」とは市内の者が半数以上を占める団体又は多摩市内に事務所を有する法人をいい、「市外団体」とは市内団体以外の団体をいう。

別表３の部の表中備考以外の部分を次のように改める。

３ 附帯設備等に係る利用料金の上限額

名称	利用者の区分	利用単位	金額
放送設備	市内団体	１回	1,030円
	市外団体		2,060円
	市内団体（営利利用）		2,060円
	市外団体（営利利用）		4,120円
レンタルロッカー	市内の者	１月間	520円
	市外の者		1,040円
	市内の者（営利利用）		1,040円
	市外の者（営利利用）		2,080円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和１０年１月１日から施行する。
（経過措置）
- この条例による改正後の多摩市立温水プール条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設及び附帯設備等の利用について適用する。
- 令和１０年１月１日から令和１３年１２月３１日までの間における別表１の部(1)アの表備考５の規定の適用については、同表備考５中「６５歳」とあ

るのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める字句とする。

令和１０年１月１日から同年１２月３１日まで	６１歳
令和１１年１月１日から同年１２月３１日まで	６２歳
令和１２年１月１日から同年１２月３１日まで	６３歳
令和１３年１月１日から同年１２月３１日まで	６４歳

- 4 施行日前に支払われた利用料金（施設の個人利用の場合における年間利用に係るもの及び回数利用の大人用（６２０円単位５０券片）に係るもの並びにレンタルロッカーの利用に係るものに限る。）のうち、施行日以後の利用に係るものについては、改正後の別表の規定により指定管理者が定めた利用料金とみなす。
- 5 施行日前に支払われた利用料金（施設の個人利用の場合における回数利用の大人用（１枚）及び子ども・シニア用（１枚）に係るものに限る。）に係る施行日以後の利用については、改正後の別表の規定により指定管理者が当日利用の大人、子ども又はシニアに係る利用料金として定める額の総額が改正前の別表の規定により指定管理者が同表ウ回数利用の大人用（１枚）又は子ども・シニア用（１枚）の項備考欄に定める額として定めた額に至るまで利用することができる。

第 9 3 号議案

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の
一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の
一部を改正する条例

（多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年多摩市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条 家庭的保育事業者等は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 2 9 条第 3 項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくは

これに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業

所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第９条中「第２９条第３項若しくは」の次に「第４項若しくは」を、「第４４条第３項」の次に「若しくは第４項」を加え、「保育士の数（」を削り、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

（多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和６年多摩市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「当分」を「令和１０年３月３１日まで」に改め、「第４７条第２項の規定」の次に「（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の１項を加える。

３ 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中多摩市家庭的保育事

業等の設備及び運営の基準に関する条例第 13 条の改正規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

第 9 4 号議案

多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年多摩市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

第 9 5 号議案

多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

多摩市総合福祉センター条例（平成 8 年多摩市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 2 条」を「第 2 3 条」に、「第 2 3 条」を「第 2 4 条」に改める。

第 1 6 条第 1 項を次のように改める。

第 7 条から第 1 1 条まで（第 9 条第 1 号を除く。）の規定は、前条の規定による施設等の利用について準用する。この場合において、第 7 条中「第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事業（以下「センター事業」という。）」とあるのは「第 2 条に規定する各施設及びその附帯設備（以下「施設等」という。）」と、第 7 条から第 1 1 条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 8 条から第 1 1 条までの規定中「センター事業」とあり、及び第 9 条第 2 号中「第 2 条に規定する各施設及びその附帯設備（以下「施設等」という。）」とあるのは「施設等」と読み替えるものとする。

第 2 3 条を第 2 4 条とし、第 4 章中第 2 2 条を第 2 3 条とし、第 2 1 条の次に次の 1 条を加える。

（立入りの制限）

第 2 2 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合福祉センター（敷地を含む。以下この条において同じ。）への立入りを拒み、又は総合福祉センターからの退去を命ずることができる。

- (1) 第 9 条第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当するとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき又は威圧的若しくは乱暴な言動等により業務の円滑な遂行を妨げるおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が総合福祉センターへの立入りを制限することについて相当な理由があると認めるとき。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第17条関係）

1 施設に係る利用料金の上限額

施 設		施設等利用者 の 区 分	午前（午前 9時から正 午まで）	午後（午後 1時から午 後5時まで）	夜間（午後 6時から午 後9時30分 まで）
陶芸室	2 階	市内団体	310円	410円	360円
		市外団体	620円	820円	720円
		市内団体 （営利利用）	620円	820円	720円
		市外団体 （営利利用）	1,240円	1,640円	1,440円
多目的フロア	3 階	市内団体	1,430円	1,910円	1,670円
		市外団体	2,860円	3,820円	3,340円
		市内団体 （営利利用）	2,860円	3,820円	3,340円
		市外団体 （営利利用）	5,720円	7,640円	6,680円
501研修室	5 階	市内団体	300円	400円	350円
		市外団体	600円	800円	700円
		市内団体 （営利利用）	600円	800円	700円
		市外団体 （営利利用）	1,200円	1,600円	1,400円
502会議室	5 階	市内団体	260円	350円	310円
		市外団体	520円	700円	620円
		市内団体 （営利利用）	520円	700円	620円
		市外団体 （営利利用）	1,040円	1,400円	1,240円
		市内団体	660円	870円	770円

視聴覚室	5 階	市外団体	1,320円	1,740円	1,540円
		市内団体 (営利利用)	1,320円	1,740円	1,540円
		市外団体 (営利利用)	2,640円	3,480円	3,080円
調理実習室	5 階	市内団体	560円	750円	660円
		市外団体	1,120円	1,500円	1,320円
		市内団体 (営利利用)	1,120円	1,500円	1,320円
		市外団体 (営利利用)	2,240円	3,000円	2,640円
音楽活動室	6 階	市内団体	190円	250円	220円
		市外団体	380円	500円	440円
		市内団体 (営利利用)	380円	500円	440円
		市外団体 (営利利用)	760円	1,000円	880円
寿の間	6 階	市内団体	240円	320円	280円
		市外団体	480円	640円	560円
		市内団体 (営利利用)	480円	640円	560円
		市外団体 (営利利用)	960円	1,280円	1,120円
創作室 1	6 階	市内団体	280円	370円	320円
		市外団体	560円	740円	640円
		市内団体 (営利利用)	560円	740円	640円
		市外団体 (営利利用)	1,120円	1,480円	1,280円
創作室 2	6 階	市内団体	280円	370円	320円
		市外団体	560円	740円	640円
		市内団体 (営利利用)	560円	740円	640円
		市外団体	1,120円	1,480円	1,280円

		(営利利用)			
集会室	6 階	市内団体	1,070円	1,430円	1,250円
		市外団体	2,140円	2,860円	2,500円
		市内団体 (営利利用)	2,140円	2,860円	2,500円
		市外団体 (営利利用)	4,280円	5,720円	5,000円
701研修室	7 階	市内団体	450円	600円	520円
		市外団体	900円	1,200円	1,040円
		市内団体 (営利利用)	900円	1,200円	1,040円
		市外団体 (営利利用)	1,800円	2,400円	2,080円
702研修室	7 階	市内団体	450円	600円	520円
		市外団体	900円	1,200円	1,040円
		市内団体 (営利利用)	900円	1,200円	1,040円
		市外団体 (営利利用)	1,800円	2,400円	2,080円
703研修室	7 階	市内団体	450円	600円	520円
		市外団体	900円	1,200円	1,040円
		市内団体 (営利利用)	900円	1,200円	1,040円
		市外団体 (営利利用)	1,800円	2,400円	2,080円

2 附帯設備に係る利用料金の上限額

附帯設備	施設等利用者の区分	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後9時30分まで）
グランドピアノ	市内団体	120円	160円	140円
	市外団体	240円	320円	280円
	市内団体 (営利利用)	240円	320円	280円

	市外団体 (営利利用)	480円	640円	560円
--	----------------	------	------	------

別表備考2を次のように改める。

- 2 市内団体とは多摩市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者が半数以上を占める団体又は多摩市内に事務所を有する法人をいい、市外団体とは市内団体以外の団体をいう。

別表中備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

- 3 営利利用とは、営利を目的とする活動等のための利用をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和10年1月1日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第23条を第24条とし、第4章中第22条を第23条とし、第21条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第16条第1項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設及び附帯設備の利用について適用する。

第 9 6 号議案

多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立公園条例の一部を改正する条例

多摩市立公園条例（昭和 4 7 年多摩市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 5（第 9 条関係）

施設の名称等		使用者の区分	1 時間当たりの使用料
みどりの家	壺の土間	市内の者	1, 0 9 0 円
		市外の者	4, 9 3 0 円
		市内の者（営利使用）	4, 9 3 0 円
		市外の者（営利使用）	9, 8 6 0 円
	式の土間	市内の者	3 0 0 円
		市外の者	6 0 0 円
		市内の者（営利使用）	6 0 0 円
		市外の者（営利使用）	1, 2 0 0 円
農家風休憩施設	奥の間等	市内の者	2 1 0 円
		市外の者	4 2 0 円
		市内の者（営利使用）	4 2 0 円
		市外の者（営利使用）	8 4 0 円

別表第 5 備考 2 中「市内に在住、在勤」を「多摩市内に在住し、在勤し、」に、「又は」を「若しくは」に、「過半数」を「半数以上」に改め、「法人その他の」を削り、「団体」の次に「又は多摩市内に事務所を有する法人」を加え、同表備考 3 中「者を」を「ものを」に改め、同表備考 3 の次に次のように加える。

4 営利使用とは、営利を目的とする活動等のための使用をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和10年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多摩市立公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の鶴牧西公園の有料施設の使用について適用する。

第 97 号議案

多摩市連光寺六丁目農業公園条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市連光寺六丁目農業公園条例

(目的)

第 1 条 この条例は、多摩市立公園条例（昭和 47 年多摩市条例第 35 号）に定めるもののほか、同条例の市立公園として設置する多摩市連光寺六丁目農業公園（以下「農業公園」という。）の管理及び運営について必要な事項を定め、里山保全地域（雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然を形成することができると認められる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域として東京都知事が指定する区域のうち、農業公園の区域に係るものをいう。以下同じ。）として持続的な管理を行うとともに、農業に関する学びと体験及び市民等の交流の場を提供し、並びに自然環境の保全に関し必要な啓発を行い、もって農地及び自然環境の保全、農業の振興並びに環境教育の推進を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 農業公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多摩市連光寺六丁目農業公園

位置 多摩市連光寺六丁目 17

(農業公園の管理運営等の方針)

第 3 条 農業公園は、里山保全地域としてその自然環境を保全しつつ、農地における農業体験その他の農業に関する学びと体験及び市民、団体、事業者等の多様な主体の交流の場として活用するものとする。

2 農業公園の管理及び運営に当たっては、次に掲げる事項に留意し、東京都が定める保全計画（里山保全地域における自然の保護と回復のための方針、規制等に関する計画をいう。）に基づく事業を東京都知事と連携して行うも

のとする。

- (1) 植生、動植物の生息地及び水源環境を維持することにより自然環境の保全を図ること。
- (2) 生物の多様性の保全に配慮した土地利用を行うこと。
- (3) 人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等としての景観を損なわないよう管理及び運営を行うこと。
- (4) 廃棄物の削減の推進及び省エネルギー技術等の活用により、持続可能な管理及び運営を図ること。
- (5) 地域の農業の振興に寄与するよう管理及び運営を行うこと。

3 農業公園においては、市民及び関係団体と協力し、管理、保全等に関する次の活動を継続的に実施するものとする。

- (1) 樹木、竹等の間伐、下草刈り等の管理
- (2) 生息し、又は生育する動植物の調査及び記録

4 農業公園においては、市民に対し、持続可能な農業手法の学習及びその実践をする場の提供並びに地域資源を活用した体験型学習の実施等を行い、里山の保全の重要性並びにその自然及び生態系の保全についての理解を深めるために必要な普及啓発、環境教育等の推進を図るものとする。

(公園施設)

第4条 農業公園に、次に掲げる施設（以下「公園施設」という。）を置く。

- (1) 圃場^ほ
- (2) 果樹園
- (3) 竹林
- (4) 園路及び広場
- (5) 管理棟
- (6) 倉庫
- (7) 駐車場
- (8) 前各号に掲げるもののほか、多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める施設

(事業)

第5条 第1条の目的を達成するため、農業公園において次の事業を行う。

- (1) 農産物、花き等の栽培、収穫その他の農作業を体験できる場を提供する事業
- (2) 市民が農業への理解を深めるための講座の実施等の事業
- (3) 市民が里山保全地域への理解を深めるための講座の実施等の事業
- (4) 里山保全地域及び農業に関する情報提供を行う事業

- (5) 農産物の生産者と市民の交流の場を提供する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理運営)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、農業公園の管理及び運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせるものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業の運営に関する業務
- (2) 公園施設並びにその設備及び備品（以下「公園施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 樹木、竹等の間伐、下草刈り等の管理並びに動植物の調査及び記録に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(農業公園の休園日)

第7条 農業公園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日（次号に掲げる日を除く。）が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後の直近の休日でない日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の休園日を変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

(農業公園の利用時間)

第8条 農業公園の利用時間は、時季、利用の状況その他の事情を勘案して規則で定める。

(行為の禁止)

第9条 農業公園内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号から第7号までに掲げる行為についてあらかじめ指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をすること。
- (2) 公園施設等を損傷し、又は滅失すること。
- (3) 農業公園の原状を変更し、又は用途以外に利用すること。
- (4) 鳥獣その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 農産物、樹木、花き、種苗その他の植物を伐採し、又は採取すること。

- (6) 営業行為をすること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) ごみ、空き缶、汚物等を捨てること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、農業公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

2 指定管理者は、前項の規定に反する行為をした者に対して、農業公園からの退去を命ずることができる。

(立入りの制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、農業公園への立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 前条第1項に掲げる行為をし、又はそのおそれがあると認められる者
 - (2) 危険な物品を携帯する者
 - (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、農業公園の管理上支障があると認められる者
- (損害の賠償)

第11条 公園施設等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理運営)

第12条 市長は、指定管理者の指定を取り消したとき、指定管理者に農業公園の管理運営に関する業務の全部又は一部の停止を命じたときその他指定管理者による管理をすることができないと認めるときは、この条例の規定にかかわらず、必要な限度において、自ら当該業務の全部又は一部を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により自ら農業公園の管理運営に関する業務の全部又は一部を行うときは、その範囲及び期間をあらかじめ規則で定める方法により周知しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和9年10月1日から施行する。

第 98 号議案

多摩市立資源化センター条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立資源化センター条例の一部を改正する条例

多摩市立資源化センター条例（平成 11 年多摩市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの項中「720 円」を「640 円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 使用時間に 1 時間に満たない端数がある場合において、その端数が 30 分には満たないときはこれを切り捨て、その端数が 30 分以上のときはこれを 1 時間とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 10 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多摩市立資源化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の多目的ホールの使用について適用する。

第 99 号議案

多摩市立八ヶ岳少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立八ヶ岳少年自然の家条例の一部を改正する条例

多摩市立八ヶ岳少年自然の家条例（平成 15 年多摩市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「屋内体育館」を「体育館、プレイホール（体育室）、研修室」に改める。

第 7 条の見出しを「（利用対象者）」に改める。

第 8 条第 1 項中「（以下「利用者」という。）」を削る。

第 9 条第 2 号中「破損」を「破損し、」に改め、同条第 4 号中「前 3 号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第 10 条中「利用者」を「第 8 条第 1 項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に改める。

第 11 条第 6 号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第 14 条中「前条に規定する」を削る。

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条を第 20 条とし、第 18 条を第 19 条とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（立入りの制限）

第 18 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、少年自然の家の施設（敷地を含む。以下この条において同じ。）への立入りを拒み、又は施設からの退去を求めることができる。

- (1) 第 9 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき又は威圧的若しくは乱暴な言動等により業務の円滑な遂行を妨げるおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者が少年自然の家への立入りを制

限することについて相当な理由があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

1 宿泊利用料金の上限額

利用者の区分	種別	単位	金額
多摩市民又は富士見町民	子ども	1 人 1 泊	9 1 0 円
	大人		1 , 8 3 0 円
その他の者	子ども		3 , 0 7 0 円
	大人		6 , 1 5 0 円

備考

- 1 子どもとは、小学生及び中学生をいい、大人とは、それ以外の者（未就学児を除く。）をいう。
- 2 未就学児は無料とする。ただし、寝具を利用する場合は、子どもの宿泊利用料金とする。
- 3 利用者の都合で、宿泊室の定員を超えないにもかかわらず、他の宿泊室を追加して利用する場合の宿泊利用料金は、当該宿泊室の定員にその他の者の区分の子どもの宿泊利用料金の額を乗じて得た額を加算するものとする。
- 4 利用者の都合で、100 人未満の利用で少年自然の家の宿泊室全体の貸切りを希望する場合は、利用者全員分の宿泊利用料金に加え、100 人から利用者の人数を引いた数にその他の者の区分の子どもの宿泊利用料金の額を乗じて得た額を加算するものとする。
- 5 その他の者が 1 室を 3 人以下で利用する場合の宿泊利用料金は、1 人当たり 1 , 0 0 0 円を加算した額とする。
- 6 その他の者が土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日の前日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日に利用する場合の宿泊利用料金は、1 人当たり 5 0 0 円を加算した額とする。

2 附帯施設利用料金の上限額

利用者の区分	附帯施設の区分	単位	金額
市民団体又は富士見町民団体	体育館	1 回	2 , 0 8 0 円
	プレイホール（体育室）	1 回	1 , 5 0 0 円
	研修室	1 回	7 5 0 円

	野外炊飯場	1 日	1 人当たり 3 0 0 円
その他の団体	体育館	1 回	4 , 1 6 0 円
	プレイホール（ 体育室）	1 回	2 , 5 0 0 円
	研修室	1 回	1 , 5 0 0 円
	野外炊飯場	1 日	1 人当たり 6 0 0 円

備考

- 1 市民団体とは、多摩市民が半数以上を占める団体をいい、富士見町民団体とは、富士見町民が半数以上を占める団体をいう。
- 2 単位「1 回」とは、午前（午前 9 時から正午まで）又は午後（午後 1 時から午後 5 時まで）の区分をいう。この場合において、午前及び午後を引き続いて利用する場合には、正午から午後 1 時までの時間についても利用することができるものとする。
- 3 単位「1 日」とは、午前 9 時から午後 8 時 3 0 分までをいう。
- 4 体育館、プレイホール（体育室）及び研修室は、それぞれの施設について 1 団体での専用利用のみを認めるものとする。ただし、少年自然の家の宿泊利用者にあっては、専用利用以外の利用を認めるものとし、この場合における利用料金は、無料とする。
- 5 野外炊飯場の利用料金は、少年自然の家の宿泊利用者による利用については、無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の見出し、第 8 条第 1 項、第 9 条第 2 号及び第 4 号、第 1 0 条、第 1 1 条第 6 号並びに第 1 4 条の改正規定並びに第 2 0 条を第 2 1 条とし、第 1 9 条を第 2 0 条とし、第 1 8 条を第 1 9 条とし、第 1 7 条の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 3 条第 2 号及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設及び附帯施設の利用について適用し、施行日の前日から多摩市立八ヶ岳少年自然の家に宿泊する者に係る同日から施行日までの施設の利用に係る宿泊利用料金については、なお従前の例による。

第 1 0 0 号議案

多摩市立学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立学校施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例

多摩市立学校施設等の開放に関する条例（平成 2 5 年多摩市条例第 5 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条の次に次の 1
条を加える。

（立入りの制限）

第 1 4 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学校開
放において使用できる施設（敷地を含む。以下この条において「学校開放施
設」という。）への立入りを拒み、又は学校開放施設からの退去を命ずるこ
とができる。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 危険物を所持するとき又は学校施設等を損壊するおそれがあるとき。
- (3) 係員の指示に従わないとき又は威圧的若しくは乱暴な言動等により業務
の円滑な遂行を妨げるおそれがあるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、学校開放施設の管理運営上の支障その他委
員会が学校開放施設への立入りを制限することについて相当な理由がある
と認めるとき。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

学校施設等の区分	使用単位	使用者の区分	使用料
教室	1 時間	市内団体	2 0 0 円
		市外団体	4 0 0 円

校庭	1 時間	市内団体	3 0 0 円
		市外団体	6 0 0 円
体育館	1 時間	市内団体	5 0 0 円
		市外団体	1 , 0 0 0 円
プール	1 時間	市内団体	1 , 4 0 0 円
		市外団体	2 , 8 0 0 円
テニスコート	1 時間	市内団体	3 0 0 円
		市外団体	6 0 0 円
クラブハウス	1 時間	市内団体	2 0 0 円
		市外団体	4 0 0 円
夜間照明設備	1 時間	市内団体	9 0 0 円
		市外団体	1 , 8 0 0 円
陶芸窯	1 回	市内団体	1 , 0 0 0 円
		市外団体	2 , 0 0 0 円

備考 市内団体とは多摩市内に在住し、在勤し、又は在学する者が半数以上を占める団体をいい、市外団体とは市内団体以外の団体をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の多摩市立学校の施設等の使用について適用する。

第 1 0 1 号議案

多摩市古民家の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市古民家の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

多摩市古民家の管理運営に関する条例（平成 1 7 年多摩市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 号を削り、同条第 5 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第 4 号とする。

別表第 2 旧加藤家の項第 2 号ただし書中「この」を「その」に改め、「第 1 7 8 号）」の次に「第 3 条」を、「休日」の次に「（以下「休日」という。）」を加え、「翌日」を「日後の直近の休日でない日」に改め、同表旧有山家の項第 2 号ただし書中「この」を「その」に改め、「国民の祝日に関する法律に規定する」を削り、「翌日」を「日後の直近の休日でない日」に改める。

別表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3（第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 1 5 条関係）

施設の名称	施設を使用できない日	施設の使用時間	使用団体の区分	1 時間当たりの使用料
旧 富 澤 家 奥 の 間 等	(1) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	(1) 1 月から 5 月まで及び 9	市内団体	730 円
		月まで及び 9	市外団体	7,510 円
	(2) 4 月 29 日から 5 月 5 日まで	月から 12 月ま で 午前 9 時	市内団体 (営利使用)	7,510 円
	(3) 毎週水曜日。ただ し、その日が休日に 当たるときは、その 日後の直近の休日	30 分から午後 4 時 30 分まで (2) 6 月から 8 月まで 午前	市外団体 (営利使用)	15,020 円

	ない日 (4) 施設点検日	9 時 30 分から 午後 6 時まで		
旧 加 藤 家 奥 ・ 座 敷 等	(1) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで (2) 毎月第 2 月曜日及 び第 4 月曜日。ただ し、その日が休日に 当たるときは、その 日後の直近の休日で ない日	午前 9 時 30 分か ら午後 4 時まで	市内団体	760 円
			市外団体	1,520 円
			市内団体 (営利使用)	1,520 円
			市外団体 (営利使用)	3,040 円

別表第 3 備考 3 及び備考 4 を次のように改める。

3 市内団体とは多摩市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者が半数以上を占める団体又は多摩市内に事務所を有する法人をいい、市外団体とは市内団体以外の団体をいう。

4 営利使用とは、営利を目的とする活動等のための使用をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 10 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多摩市古民家の管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用について適用する。

第 102 号議案

旧多摩聖蹟記念館に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

旧多摩聖蹟記念館に関する条例の一部を改正する条例

旧多摩聖蹟記念館に関する条例（昭和 62 年多摩市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 7 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第 6 号とする。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

使用者の区分	1 日当たりの使用料
市内在住者等	1, 9 1 0 円
市外在住者等	9, 1 6 0 円
市内在住者等（営利使用）	9, 1 6 0 円
市外在住者等（営利使用）	1 8, 3 2 0 円

備考

- 1 市内在住者等とは多摩市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいい、市外在住者等とは市内在住者等以外の者をいう。
- 2 事務所及び活動の拠点多摩市内に存する団体は市内在住者等の区分の使用料とし、当該団体以外の団体は市外在住者等の区分の使用料とする。
- 3 営利使用とは、営利を目的とする活動等のための使用をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 1 0 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旧多摩聖蹟記念館に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用について適用する。

第 1 0 3 号議案

多摩市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市公民館条例の一部を改正する条例

多摩市公民館条例（平成 8 年多摩市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「若しくは」を「又は」に改める。

第 1 0 条の見出し中「不還付」を「返還」に改める。

第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（立入りの制限）

第 1 4 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館への立入りを拒み、又は公民館からの退去を命ずることができる。

- (1) 第 5 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するとき。
- (2) 職員の指示に従わないとき又は威圧的若しくは乱暴な言動等により業務の円滑な遂行を妨げるおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が公民館への立入りを制限することについて相当な理由があると認めるとき。

別表 1 の部及び 2 の部を次のように改める。

1 施設

公民館の名称	施設の区分等	使用者の区分	単位別使用料			
			午前	午後	夜間	全日
多摩	平日	市内団体	5,860円	7,810円	7,810円	21,480円

摩 市 立 永 山 公 民 館	目的 ホール	市外団体	11,720円	15,620円	15,620円	42,960円	
		市内団体 (営利使用)	11,720円	15,620円	15,620円	42,960円	
		市外団体 (営利使用)	23,440円	31,240円	31,240円	85,920円	
		土曜日 日曜日 休日	市内団体	8,140円	10,850円	10,850円	29,840円
			市外団体	16,280円	21,700円	21,700円	59,680円
			市内団体 (営利使用)	16,280円	21,700円	21,700円	59,680円
			市外団体 (営利使用)	32,560円	43,400円	43,400円	119,360円
	集会室	市内団体	1,600円	2,130円	2,130円	5,860円	
		市外団体	3,200円	4,260円	4,260円	11,720円	
		市内団体 (営利使用)	3,200円	4,260円	4,260円	11,720円	
		市外団体 (営利使用)	6,400円	8,520円	8,520円	23,440円	
	視聴覚室	市内団体	1,330円	1,770円	1,770円	4,870円	
		市外団体	2,660円	3,540円	3,540円	9,740円	
		市内団体 (営利使用)	2,660円	3,540円	3,540円	9,740円	
		市外団体 (営利使用)	5,320円	7,080円	7,080円	19,480円	
	第 1 音楽室	市内団体	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円	
		市外団体	2,400円	3,200円	3,200円	8,800円	
		市内団体 (営利使用)	2,400円	3,200円	3,200円	8,800円	
		市外団体 (営利使用)	4,800円	6,400円	6,400円	17,600円	
	第 2 音楽室	市内団体	310円	420円	420円	1,150円	
		市外団体	620円	840円	840円	2,300円	
		市内団体 (営利使用)	620円	840円	840円	2,300円	
		市外団体	1,240円	1,680円	1,680円	4,600円	

	(営利使用)				
学習室	市内団体	530円	700円	700円	1,930円
	市外団体	1,060円	1,400円	1,400円	3,860円
	市内団体 (営利使用)	1,060円	1,400円	1,400円	3,860円
	市外団体 (営利使用)	2,120円	2,800円	2,800円	7,720円
創作室	市内団体	800円	1,060円	1,060円	2,920円
	市外団体	1,600円	2,120円	2,120円	5,840円
	市内団体 (営利使用)	1,600円	2,120円	2,120円	5,840円
	市外団体 (営利使用)	3,200円	4,240円	4,240円	11,680円
和室	市内団体	470円	630円	630円	1,730円
	市外団体	940円	1,260円	1,260円	3,460円
	市内団体 (営利使用)	940円	1,260円	1,260円	3,460円
	市外団体 (営利使用)	1,880円	2,520円	2,520円	6,920円
第1保育室	市内団体	980円	1,310円	1,310円	3,600円
	市外団体	1,960円	2,620円	2,620円	7,200円
	市内団体 (営利使用)	1,960円	2,620円	2,620円	7,200円
	市外団体 (営利使用)	3,920円	5,240円	5,240円	14,400円
第2保育室	市内団体	980円	1,310円	1,310円	3,600円
	市外団体	1,960円	2,620円	2,620円	7,200円
	市内団体 (営利使用)	1,960円	2,620円	2,620円	7,200円
	市外団体 (営利使用)	3,920円	5,240円	5,240円	14,400円
窯室	市内団体	230円	300円	300円	830円
	市外団体	460円	600円	600円	1,660円
	市内団体	460円	600円	600円	1,660円

	ギャラリー		(営利使用)					
			市外団体 (営利使用)	920円	1,200円	1,200円	3,320円	
			市内団体	—	—	—	6,610円	
			市外団体	—	—	—	13,220円	
			市内団体 (営利使用)	—	—	—	13,220円	
			市外団体 (営利使用)	—	—	—	26,440円	
	多摩市立関戸公民館	多目的ホール	平日	市内団体	6,390円	8,520円	8,520円	23,430円
				市外団体	12,780円	17,040円	17,040円	46,860円
				市内団体 (営利使用)	12,780円	17,040円	17,040円	46,860円
				市外団体 (営利使用)	25,560円	34,080円	34,080円	93,720円
土曜日 日曜日 休日			市内団体	8,880円	11,840円	11,840円	32,560円	
			市外団体	17,760円	23,680円	23,680円	65,120円	
			市内団体 (営利使用)	17,760円	23,680円	23,680円	65,120円	
			市外団体 (営利使用)	35,520円	47,360円	47,360円	130,240円	
第1学習室			市内団体	1,080円	1,440円	1,440円	3,960円	
			市外団体	2,160円	2,880円	2,880円	7,920円	
			市内団体 (営利使用)	2,160円	2,880円	2,880円	7,920円	
			市外団体 (営利使用)	4,320円	5,760円	5,760円	15,840円	
		第2学習室		市内団体	1,080円	1,440円	1,440円	3,960円
				市外団体	2,160円	2,880円	2,880円	7,920円
				市内団体 (営利使用)	2,160円	2,880円	2,880円	7,920円
				市外団体 (営利使用)	4,320円	5,760円	5,760円	15,840円
第3学習室			市内団体	1,010円	1,350円	1,350円	3,710円	

	市外団体	2,020円	2,700円	2,700円	7,420円
	市内団体 (営利使用)	2,020円	2,700円	2,700円	7,420円
	市外団体 (営利使用)	4,040円	5,400円	5,400円	14,840円
創作室	市内団体	1,110円	1,480円	1,480円	4,070円
	市外団体	2,220円	2,960円	2,960円	8,140円
	市内団体 (営利使用)	2,220円	2,960円	2,960円	8,140円
	市外団体 (営利使用)	4,440円	5,920円	5,920円	16,280円
和室 1	市内団体	370円	490円	490円	1,350円
	市外団体	740円	980円	980円	2,700円
	市内団体 (営利使用)	740円	980円	980円	2,700円
	市外団体 (営利使用)	1,480円	1,960円	1,960円	5,400円
和室 2	市内団体	190円	250円	250円	690円
	市外団体	380円	500円	500円	1,380円
	市内団体 (営利使用)	380円	500円	500円	1,380円
	市外団体 (営利使用)	760円	1,000円	1,000円	2,760円
保育室	市内団体	780円	1,050円	1,050円	2,880円
	市外団体	1,560円	2,100円	2,100円	5,760円
	市内団体 (営利使用)	1,560円	2,100円	2,100円	5,760円
	市外団体 (営利使用)	3,120円	4,200円	4,200円	11,520円
茶室	市内団体	700円	930円	930円	2,560円
	市外団体	1,400円	1,860円	1,860円	5,120円
	市内団体 (営利使用)	1,400円	1,860円	1,860円	5,120円
	市外団体	2,800円	3,720円	3,720円	10,240円

	(営利使用)				
スタジオ	市内団体	1,180円	1,580円	1,580円	4,340円
	市外団体	2,360円	3,160円	3,160円	8,680円
	市内団体 (営利使用)	2,360円	3,160円	3,160円	8,680円
	市外団体 (営利使用)	4,720円	6,320円	6,320円	17,360円
ギャラリー	市内団体	—	—	—	6,610円
	市外団体	—	—	—	13,220円
	市内団体 (営利使用)	—	—	—	13,220円
	市外団体 (営利使用)	—	—	—	26,440円

2 備品

備品の区分	使用者の区分	単位別使用料（1台）			
		午前	午後	夜間	全日
アップライト ピアノ	市内団体	780円	1,040円	1,040円	2,860円
	市外団体	1,560円	2,080円	2,080円	5,720円
	市内団体 (営利使用)	1,560円	2,080円	2,080円	5,720円
	市外団体 (営利使用)	3,120円	4,160円	4,160円	11,440円
グランドピアノ	市内団体	1,310円	1,740円	1,740円	4,790円
	市外団体	2,620円	3,480円	3,480円	9,580円
	市内団体 (営利使用)	2,620円	3,480円	3,480円	9,580円
	市外団体 (営利使用)	5,240円	6,960円	6,960円	19,160円

別表備考3及び備考4を次のように改める。

- 市内団体とは多摩市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者（以下「市内在住者等」という。）が半数以上を占める団体又は多摩市内に事務所を有する法人をいい、市外団体とは市内団体以外の団体をいう。
- 市内在住者等が個人で使用する場合は市内団体の区分の使用料とし、市内在住者等以外の者が個人で使用する場合は市外団

体の区分の使用料とする。

別表備考 7 中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同表中備考 7 を備考 8 とし、備考 6 を備考 7 とし、備考 5 を備考 6 とし、備考 4 の次に次のように加える。

5 営利使用とは、営利を目的とする活動等のための使用をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 10 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 号の改正規定、第 10 条の見出しの改正規定及び第 14 条を第 15 条とし、第 13 条の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設及び備品の使用について適用する。

第 1 0 4 号議案

多摩市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市立図書館条例の一部を改正する条例

多摩市立図書館条例（平成 8 年多摩市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の部を次のように改める。

1 活動室

図書館の 名称	施設の名称	使用者の 区分	使用料			
			午前 9 時 30分から 午後 1 時 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 から午後 7 時 30分 まで	午後 5 時 から午後 8 時まで
多 摩 市 立 中 央 図 書 館	活動室 1	市内 団体	1,890円	2,160円	—	1,620円
		市外 団体	3,780円	4,320円	—	3,240円
	活動室 2	市内 団体	760円	860円	—	650円
		市外 団体	1,520円	1,720円	—	1,300円
	活動室 3	市内 団体	650円	740円	—	560円

		市外 団体	1,300円	1,480円	—	1,120円
多摩市立 関戸図書館	活動室	市内 団体	1,610円	1,840円	1,150円	—
		市外 団体	3,220円	3,680円	2,300円	—

備考 市内団体とは多摩市内に在住し、在勤し、又は在学する者が半数以上を占める団体をいい、市外団体とは市内団体以外の団体をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和10年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多摩市立図書館条例の規定は、この条例の施行の日以後の活動室の使用について適用する。